

## 商品概要説明書

1. 商品名	スーパー定期積金
2. ご利用いただける方	個人及び法人の方
3. 期間	6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年
4. お払込 ①お払込方法 ②お払込金額 ③お払込単位	定期的に払込みいただきます。 定額式 1,000円以上（目標式 給付契約金が10,000円以上） 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻しします。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 給付補填金(お利息相当額)は満期日以後に一括してお支払します。 付利単位を1円 契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 課税方法	・個人の方…20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日は復興特別所得税が追加課税され20.315% (国税15.315% 地方税5%) ・法人の方…総合課税 ※マル優はご利用できません。
8. 金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボード他、ホームページ上でもご覧いただけます。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	—
11. 中途解約時の取扱	中途解約利率により利息計算します。 ・1年未満…解約時の普通預金利率 ・1年以上…約定利率×60%(小数点第3位以下切捨)
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日(9～17時)に、営業店又は総務部にお申し出下さい。 ・下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、 当金庫営業日(9～17時)に当金庫業務推進部又は全国しんきん相談所にお申し出下さい。 東京弁護士会 03-3581-0031 第一東京弁護士会 03-3595-8588 第二東京弁護士会 03-3581-2249 全国しんきん相談所 03-3517-5825 当金庫総務部 0276-72-2565
13. その他重要事項	・この預金は、預金保険制度の対象となります。 ・満期日までに全ての払込が終了していない場合は、中途解約の取扱となります。 ・払込が遅延した場合、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 または、証書記載の年利回りの割合による延滞利息をいただきます。 ・払込日前に払込まれた場合、証書記載の年利回りに準じて先払割引金を満期日に計算します。 ・先払分に応じて満期日の繰上は行いません。 ・満期日以後のお利息は解約日又は継続日における普通預金利率により計算します。